

令和7年度瀬戸内市ホームページ有料広告掲載業務仕様書

1. 業務の名称

令和7年度瀬戸内市ホームページ有料広告掲載業務

2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 業務内容

契約締結日から令和8年3月31日までの瀬戸内市ホームページにおける広告枠一括買い上げによる広告掲載事業

4. 広告の仕様

仕様は以下のように定めているが、位置や規格等が変更になる場合がある。

(1) 広告の種類 バナー広告

(2) 広告枠の位置

瀬戸内市ホームページ (<https://www.city.setouchi.lg.jp/>) にアクセスした際、最初に表示されるページの下部

(3) 広告枠の数

4 枠

(4) 広告の規格

- ・ 天地 60 ピクセル
- ・ 左右 120 ピクセル
- ・ 10 キロバイト以内
- ・ GIF 形式
- ・ 静止画（透過不可、フラッシュ不可）

(5) 広告掲載期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5. 広告掲載業務の条件

(1) 広告主の募集について

広告主の募集は瀬戸内市広告掲載取扱要綱、瀬戸内市広告掲載基準、瀬戸内市ホームページ有料広告掲載取扱要領に従って行うこと。なお、広告主の募集は、広告掲載期間開始日に先立ち、本市との契約の締結日より行うことができるものとする。

(2) 転貸、権利義務の譲渡等について

転貸、権利義務の第三者への譲渡は、市の書面による承諾を得た場合を除き、禁止とする。

(3) 委託について

広告枠の運営に必要な業務を第三者に委託又は請け負わせることは禁止とする。
ただし、市の書面による承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。

6. 広告の納品

広告代理店は、広告案等の必要書類を原稿提出締切日までに、市長に申し込むものとする。なお、掲載中の広告の掲載期間を延長したい場合には、掲載延長申出日までに市に申し出ること。

【令和7年度広告掲載日程表】

月	原稿提出締切日	掲載開始日	掲載終了日	掲載延長申出日
令和7年 4月	令和7年3月17日 (月曜日)	令和7年4月1日 (火曜日)	令和7年4月30日 (水曜日)	令和7年4月16日 (水曜日)
令和7年 5月	令和7年4月16日 (水曜日)	令和7年5月1日 (木曜日)	令和7年6月1日 (日曜日)	令和7年5月19日 (月曜日)
令和7年 6月	令和7年5月19日 (月曜日)	令和7年6月2日 (月曜日)	令和7年6月30日 (月曜日)	令和7年6月17日 (火曜日)
令和7年 7月	令和7年6月17日 (火曜日)	令和7年7月1日 (火曜日)	令和7年7月31日 (木曜日)	令和7年7月17日 (木曜日)
令和7年 8月	令和7年7月17日 (木曜日)	令和7年8月1日 (金曜日)	令和7年8月31日 (日曜日)	令和7年8月18日 (月曜日)
令和7年 9月	令和7年8月18日 (月曜日)	令和7年9月1日 (月曜日)	令和7年9月30日 (火曜日)	令和7年9月16日 (火曜日)
令和7年 10月	令和7年9月16日 (火曜日)	令和7年10月1日 (水曜日)	令和7年11月3日 (月曜日)	令和7年10月20日 (月曜日)
令和7年 11月	令和7年10月20日 (月曜日)	令和7年11月4日 (火曜日)	令和7年11月30日 (日曜日)	令和7年11月14日 (金曜日)
令和7年 12月	令和7年11月14日 (金曜日)	令和7年12月1日 (月曜日)	令和8年1月4日 (日曜日)	令和7年12月15日 (月曜日)
令和8年 1月	令和7年12月15日 (月曜日)	令和8年1月5日 (月曜日)	令和8年2月1日 (日曜日)	令和8年1月19日 (月曜日)
令和8年 2月	令和8年1月19日 (月曜日)	令和8年2月2日 (月曜日)	令和8年3月1日 (日曜日)	令和8年2月13日 (金曜日)
令和8年 3月	令和8年2月13日 (金曜日)	令和8年3月2日 (月曜日)	令和8年3月31日 (火曜日)	

※原則として、掲載開始日の午前11時までに瀬戸内市ホームページに掲載し、掲載終了日の翌日午前11時までに瀬戸内市ホームページへの掲載を終了する。

※原稿の掲載可否を決定するにあたり、1週間程度かかる場合があるので、原稿は早めに提出すること。

7. 広告料の本市への納付

落札後、契約書にて定めるとおり、売り払い価格を一括で市へ納付すること。

8. 広告枠最低売り払い価格

金 240,000円 (消費税及び地方消費税は含まない)

9. 見積書の提出

- (1) 提出期限 令和7年2月17日(月)午後5時
- (2) 提出方法 持参または郵送(簡易書留に限る)とし、電子メールによる提出は不可とする。
- ※受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出場所 瀬戸内市役所 総合政策部 秘書広報課
- 〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1
- (4) 金額の記入 見積金額には消費税及び地方消費税は含まないものとする。

10. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項について疑義を生じた場合は、秘書広報課と協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 瀬戸内市広告掲載取扱要綱 別添
- (3) 瀬戸内市広告掲載基準 別添
- (4) 瀬戸内市ホームページ有料広告掲載取扱要領 別添
- (5) 質問がある場合は、令和7年2月7日(金)午後3時までに持参・郵送(令和7年2月7日必着)・FAXまたは電子メールで提出すること。質問に対しての回答は、令和7年2月10日(月)に市ホームページ上に掲載する。

11. 問い合わせ先

瀬戸内市役所 総合政策部 秘書広報課(担当:太田)

電話:0869-24-7095

FAX:0869-22-3304

E-mail:hisyo@city.setouchi.lg.jp